

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のBCP(事業継続計画)策定の助言やテレワーク導入、健康経営のノウハウ提供等の支援を行います。

(個別項目)

- サプライチェーン全体の情報共有・可視化により、関係する取引先との業務効率化を行います。
- 電子取引システム(Web-EDI)による業務を推進することにより、テレワークやペーパーレス化を促進し、双方にとっての業務効率化や統制の強化を図ります。
- 自社の健康経営の実践ならびにパートナー企業へのノウハウ提供等の支援を行います。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上(又は契約の更新タイミング等)の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの変動があった場合には、適切なコスト増減分を検討・協議の上、全額転嫁を努力します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他(任意記載)

当社では、サプライヤーとの公正で良好な取引関係を保つため「購買基本方針」を定めており購買部門が行う全ての購買活動は、この基本方針に沿って行っています。また、サプライヤーと共に CSR に関わる課題に対処し、お客さまに安心して安全な製品やサービスを提供し、社会から信頼される企業活動を行うために、「サプライヤー倫理行動規範」を定め、サプライヤーに対して遵守をお願いしています。

2022 年 3 月 11 日

(2022 年 6 月 3 日更新)

(2024 年 2 月 9 日更新)

(2025 年 2 月 25 日更新)

ソフトバンク株式会社 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一